

平成23年(行ウ)第17号、第18号 第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原告 前川盛治 外274名

被告 沖縄県知事 外1名

## 被告準備書面(20)

平成25年4月26日

那霸地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮里啓和
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	兼島雅仁
同訴訟復代理人弁護士	山下裕平
被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士	宮崎政久
同訴訟復代理人弁護士	伊東幸太朗

### 原告ら準備書面(20)に対する反論

原告らは、その準備書面(20)において、要するに、東西突堤の計画変更に基づく新規の埋立免許を受けていないから、国及び県の変更の承認・許可は違法であると主張する。

しかし、次に述べるように、原告らの主張は失当である。

1 原告らは、東西突堤は、現実的には陸地と主張するが、陸地ではない。

突堤は、養浜の安定を図るために施設基準等に基づき整備しているものである。

原告らは、東西突堤は陸地であり、埋立区域に含めた「公有水面埋立法に基づく手続きが必要」と主張するが、突堤と護岸とは工作物としての目的と機能が異

なる。

2 本件事業においての護岸についていえば、例えば、「恒久的な護岸を築造して行う場合等養浜により陸地を造成することを目的とする場合」に該当する工作物として、国の「公有水面埋立承認願書」において「C護岸」を設計概要説明書で記述し、公有水面埋立法に基づく手続きを適切に行つた。陸地を造成することを目的とする恒久的な護岸を構築することは、変更前の埋立願書及び変更後の埋立願書でも記述し、埋立面積にも適切に計上している。変更後の埋立願書では、新たな埋立区域が生じているものでもない。すなわち、今回の埋立申請の変更は、当初の埋立申請で記載の埋立区域以外の区域を新たに埋立区域とするものではないのである。

3(1) 「港湾の施設の技術上の基準・同解説」（乙D 8）では、護岸と突堤に要求される性能を以下のとおりとしている。

① 「護岸」

通常の埋立地の外郭は、係留施設がある場合を除き護岸で囲まれる。したがって埋立護岸は埋立土の流出を防止し、かつ安定な土留め工であるとともに、波浪に対しても安定で、かつ越波及び高潮から背後の埋立地を防護すべきものである。

② 「突堤」

突堤の要求性能は、漂砂による影響の抑制を図るものとして、漂砂を制御できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

(2) 「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」（乙D 9）では、護岸と突堤の目的と機能を以下のとおりとしている。

① 「護岸」

護岸は、海岸背後にある人命・資産を高潮、津波及び波浪から防護するとともに、陸域の侵食を防止することを目的として設置される海岸保全施設である。

護岸は、高潮若しくは津波による海水の浸入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能、若しくは海水による侵食を防止する機能のいずれかの機能又は全ての機能を有するものとする。

② 「突堤」

突堤は、海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図ることを目的として設置される陸上から沖方向に細長く突出した海岸保全施設である。

突堤は、漂砂を制御することにより汀線を維持し、又は回復させる機能を有するものとする。

以上のように、突堤と護岸は機能上、異なった工作物であり、突堤で埋立地（陸域）を防護するものではない。従って、突堤は埋立区域には含めない。突堤は、養浜の安定を図るためのもので、土地を造成するためのものではないのである。

4 本件事業での、東西突堤は養浜の安定のために整備したものであり、埋立区域には含まれない。

5 また、原告は、そもそもC護岸と東突堤について誤解していると思われる。

原告が航空写真（甲E 2 2）で示す細くなった部分とは、C護岸である。その背後は埋め立てられ、土地が造成されることとなり突堤とはならない。原告が指摘する途中から太くなっている部分からが東突堤であり、当該航空写真よりも更に延伸され、均一の幅で築造される。原告がいう急激に太さを増した部分が広場になるとの認識は全くの誤解である。突堤の幅は、構造物の安定計算や施工を考慮して決定しており、不必要に広くしていることはない。

以上